

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

当社の企業理念、経営計画及びコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は次のとおりです。

#### 1. 企業理念及び経営計画

(1)当社は、「日新電機グループ企業理念」を次のとおり定めています。

ミッション:人と技術の未来をひらく。

当社グループは、人と環境にやさしい永続的な社会の実現を目指して、独創的な技術を生み出し、社会と産業の基盤を支えます。

行動理念:誠実・信頼・永いお付き合い。

私たちは「5つ(お客様・株主・社会・パートナー・社員相互)の信頼」の実現を私たちの行動の原点とします。

これを通して、社員の成長と会社の成長を目指します。

(2)当社は、2011年度から2015年度まで(5年間)の当社グループの中長期計画「VISION2015」を策定し、2011年4月よりグループ全体で取り組んでいます。また、現在、「VISION2015」の次の中長期計画を策定しており、確定後に公開いたします。

#### 2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社は、持続的成長と企業価値向上のために、コーポレートガバナンスの強化が重要であると認識し、引き続き強化を図っていきます。それに際しては、コーポレートガバナンス・コードで定められた5つの基本原則[(1)株主の権利・平等性の確保、(2)株主以外のステークホルダーとの適切な協働、(3)適切な情報開示と透明性の確保、(4)取締役会等の責務、(5)株主との対話]に則って進めていきます。

(原則・補充原則については、それぞれ該当部分の記載をご確認願います。)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

次の各原則につき、本報告書の提出時点である2015年12月10日時点では実施していませんが、各々次に記載のとおり今後実施することを予定しています。

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

主要な政策保有株式につき毎年1回、取締役会において、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から将来の見通しを検証すると共に、保有目的や保有することの経済合理性などを確認します。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (3)取締役の報酬決定方針と手続き

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、取締役会より授権された代表取締役社長が、当社で定める一定の基準に基づき、役位ごとの役割の大きさや責任範囲、業績結果や今後の業績見通しなどを総合的に勘案して決定しています。

平成28年6月の定時株主総会後の新役員体制に係る報酬につき、より客観性を持たせるため、事前に「社外役員・社長会議」において社長が報酬決定の方針・基準や報酬額に関し説明し、社外役員より適切な助言・意見を得たうえで決定します。

##### (4)取締役・監査役候補の指名方針と手続き

取締役・監査役候補者の指名については、各候補者の実績、見識、経験等を踏まえ代表取締役社長が提案し、取締役会で審議・決議したうえで、株主総会に議案として提出しています。

平成28年6月の定時株主総会に付議する取締役・監査役候補者につき、より客観性を持たせるため、取締役会への付議前に「社外役員・社長会議」において社長が候補者につき説明し、社外役員より適切な助言・意見を得たうえで取締役会へ付議いたします。

##### (5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明

当社は上記(4)のとおり取締役・監査役候補者を選任・指名しますが、平成28年6月の定時株主総会に付議する取締役・監査役候補者につき、株主総会招集ご通知において、それぞれの選任・指名の理由を記載し開示します。なお、社外取締役・社外監査役の候補者の選任理由については既に株主総会招集ご通知に記載し開示しています。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有用な活用】

当社は、平成28年6月の定時株主総会での承認決議に基づき社外取締役を1名選任し、社外取締役を現在の1名から2名に増員することを検討しています。社外取締役に適任の候補者が選定でき、その選任につき平成28年6月の定時株主総会に付議し承認可決された場合、社外監査役3名とあわせ社外役員5名の体制とし、コーポレートガバナンスの一層の向上を図ります。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

当社は取締役会を、当社グループの各事業に関する深い知見を備えると共に専門知識や経験等のバックグラウンドが異なるバランスのよい多様な取締役・監査役で構成しており、その員数については定款の定める範囲内で年度ごとに最適な員数としています。監査役会も監査役(常勤)2名は元当社の経理部所管取締役と総務人事部所管取締役、社外監査役は元大蔵省等の要職や会社社長を歴任、弁護士、公認会計士と、様々な専門知識やバックグラウンドの多様な監査役で構成しています。

取締役候補者の指名については、各候補者の実績、見識、経験等を踏まえ代表取締役社長が提案し、取締役会で審議・決議したうえで、株主総会に議案として提出しています。平成28年6月の定時株主総会に付議する取締役・監査役候補者につき、より客観性を持たせるため、取締役会への付議前に「社外役員・社長会議」において社長が候補者につき説明し、社外役員より適切な助言・意見を得たうえで取締役会へ付議いたします。

**【補充原則4-11-3 取締役・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

取締役会の運営に関し、適宜、社外役員の要望・意見を取り入れ、取締役会の実効性向上を図ってきています。本年度より毎事業年度末に、取締役会の実効性の分析・評価を行い、その結果の概要を開示します。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】** 更新**【原則1-4 いわゆる政策保有株式】**

当社は、取引先・金融機関との良好な関係の構築とその維持発展や安定的な取引の継続を目指して、株式を政策的に保有することがあります。また、政策保有株式に係る議決権の行使につき、株主価値の毀損につながらないよう全ての議案の内容を慎重に検討するという基準により、適切に賛否を決定します。

**【原則1-7 関連当事者間の取引】**

当社と当社取締役・執行役員が代表者を務める当社子会社(100%子会社を除く)との取引内容や親会社である住友電気工業株式会社との取引内容について取締役会で承認した後、定期的に取り締り報告しており、当社や株主の利益を害することのないよう、取締役会でその妥当性を監視し、利益相反状況を適切に管理しています。

**【原則3-1 情報開示の充実】**

「(1)企業理念及び経営計画」並びに「(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」

前記の「1.基本的な考え方」に記載のとおりです。

なお、「(3)取締役の報酬決定方針と手続き」、「(4)取締役・監査役候補の指名方針と手続き」及び「(5)取締役・監査役候補の個々の選任・指名に関する説明」は、前記の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」内の同項目に記載のとおりです。

**【補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務(1)】**

当社は「取締役会付議事項に関する規則」で取締役会に付議すべき事項に関する基準を定め、また「経営管理組織規程」で役付取締役の各職位に係る職務権限を定めています。各取締役の所管や業務分掌については取締役会決議に基づき定め、そのうち重要なものは株主総会招集ご通知で開示しています。

**【原則4-8 独立社外取締役の有用な活用】**

前記の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」内の同項目に記載のとおりです。

**【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】**

社外役員の独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準以外に、当社が定める次の「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しています。

**(社外役員の独立性判断基準)**

当社の社外役員本人またはその所属する企業・団体が、次の(1)～(8)の全ての事項に該当する場合に、社外役員に独立性が有るものとしません。

- (1) 現在または過去において、当社や当社子会社(以下「当社グループ」という)の業務執行を行う取締役・使用人(以下「業務執行者」という)でないもの。
- (2) 現在、当社の親会社や兄弟会社の業務執行者でないもの。
- (3) 現在、当社グループの主要取引先(注1)の業務執行者でないもの。
- (4) 現在、当社グループから多額の寄付(注2)を受けている法人・団体等の業務執行者でないもの。
- (5) 現在、当社グループからの役員報酬以外に、当社グループから多額の金銭その他財産上の利益(注3)を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等でないもの。
- (6) 現在、当社グループとの間で、取締役・監査役を相互に派遣していないこと。
- (7) 最近(注4)まで上記(2)～(6)に該当していないこと。
- (8) 上記(1)～(7)の2親等以内の親族、同居の親族、生計を一にするものでないこと。

(注1) 主要取引先とは次の何れかの取引先を指す。

(1) 当社グループ製品等の販売先・仕入先であって、その年間取引額が当社の連結売上高または相手方の連結売上高(何れも過去3事業年度の平均)の2%以上である場合。

(2) 当社グループが借入を行う金融機関で、その借入額残高(過去3事業年度末の平均)が当社事業年度末において、当社の連結総資産または当該金融機関の連結総資産の2%以上である場合。

(注2) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付を支出する場合。

(注3) 多額の金銭その他財産上の利益とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上に相当する金銭等を供与する場合。

(注4) 最近とは過去1年間をいう。

また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めます。

**【補充原則4-11-1 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

前記の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」内の同項目に記載のとおりです。

**【補充原則4-11-2 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役の他社への重要な兼任状況は、株主総会招集ご通知、コーポレートガバナンス報告書及び有価証券報告書を通じて毎年開示を行っています。

また、取締役・監査役の全ての兼務状況を毎年、事業報告の附属明細書に記載し、その附属明細書につき取締役会に付議し決議を得ていると共に、兼務変更につき取締役会で報告しています。なお、取締役会メンバーの当社取締役会への出席率は、ほぼ100%を維持(2014年度平均は99%)しており、兼任は適切な範囲であると考えています。

**【補充原則4-11-3 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】**

前記の「コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由」内の同項目に記載のとおりです。

**【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニング】**

取締役・監査役が新たに就任する際は、社内取締役・監査役に対して取締役・監査役に求められる役割・義務・責任等に関する専門家の研修を受ける機会を提供しています。また、新たに就任する社外取締役・社外監査役に対しては当社グループの会社・事業・製品に関する概要説明や国内外の当社グループの主要拠点の視察等を実施し、その費用負担を含め、当社グループの事業内容への理解を深める機会を設けています。なお、全取締役・監査役に対して、就任後に毎年1回、外部の弁護士よりコンプライアンスに関する研修を実施しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社はIR担当取締役などを定め、IR担当取締役などが経営企画部門、経理部門、総務部門、法務部門などのIR活動に関連するコーポレートスタッフ部門を取りまとめて対応しています。

機関投資家や法人株主に対しては、社長またはIR担当取締役が面談に応じています。また、年1回、社長自らが出席し機関投資家やアナリスト向けIR説明会を実施しています。

個人投資家に対しては、IR担当取締役の指揮のもと、関係するコーポレートスタッフ部門が対応するのに加えて、IR担当取締役自らが個人投資家向けのIR説明会を実施しています。

IR説明会で用いた資料は会社ホームページに掲載しており、随時閲覧可能な状況としています。

また、年1回の定時株主総会では、映写資料を用いて、業績や当社の事業内容について分かりやすい説明を心がけており、当社の事業内容への理解を一層深めていただけるよう、株主総会終了後には、取締役が株主からの質問へ回答し意見を聴く株主対話の場を設けると共に、工場案内会を実施しています。

これら株主との対話を通じて得られた意見等については、取締役会で報告すると共に、関係部署間で情報共有を図っています。

当社では金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき公平かつタイムリーな情報提供に努めています。

株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内規則として「内部情報の管理および株式等の売買に関する規程」を定め、当該規程に基づき適切に管理しています。

また、当社は決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、この期間については決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしており、沈黙期間中に業績変動が見込まれる状況となった場合には、適時開示規則に従い速やかに公表をいたします。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
住友電気工業株式会社	54,991,175	51.00
関西電力株式会社	4,565,000	4.23
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行再信託分・株式会社ダイヘン退職給付信託口)	2,874,000	2.67
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,427,700	2.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,201,900	2.04
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 10PCT TREATY ACCOUNT	2,100,000	1.95
住友生命保険相互会社	1,653,000	1.53
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE-HCROO	1,347,900	1.25
三井住友信託銀行株式会社	1,196,000	1.11
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	878,600	0.81

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	住友電気工業株式会社(上場:東京、名古屋、福岡)(コード) 5802
--------	------------------------------------

#### 補足説明

当社の親会社は住友電気工業株式会社1社であり、当社は同社の連結子会社であります。親会社は当社株式の51%分を所有し当社に対する議決権の51.55%分を保有しています。

## 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
-------------	--------

決算期	3月
-----	----

業種	電気機器
----	------

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
-------------------	---------------

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と親会社の住友電気工業株式会社との主な取引については、当社が親会社を受変電設備を販売し親会社は当社に電力用ケーブルを販売していますが、いずれも取引額は僅少であり、当社の親会社に対する取引上の依存度は極めて低く、当社の経営判断・事業運営などにおいて親会社から一定の独立性を確保しているものと考えており、当社は、その他の取引と同様、適正な取引価格によるなど、親会社との取引を適切な取引条件で行っています。

また、住友電気工業株式会社との取引内容について、取締役会で承認した後、定期的に取り締役会で取引実績を報告しており、当社や株主の利益を害することのないよう、取締役会でその妥当性を監視し、利益相反状況を適切に管理しています。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

前記の「4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に記載のとおり、当社は親会社から一定の独立性を確保しているものと考えており、当社のコーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
百合野正博	学者			▲					○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
百合野正博	○	百合野正博氏は同志社大学大学院商学研究科教授を務めております。また、当社は同氏と平成26年6月24日付けで責任限定契約を締結いたしました。	当社の社外取締役(1名)の百合野正博氏は、平成24年6月26日より2年間、当社の社外監査役を務めた後、当社の第156期定時株主総会(平成26年6月24日)終結時に社外監査役を退任し、新たに取締役(社外取締役)に選任され就任いたしました。同氏は、平成15年4月より同志社大学大学院商学研究科教授を務めており、一貫して監査・会計に関する研究・事例分析などに取り組み、また、当社の取締役会への出席が可能な状況であり、その豊富な監査・会計に関する専門的知識・経験・見識を活かし、社外取締役として公正・適正に職務を遂行できるものと考えております。当社と同志社大学との主な取引として、当社は同志社大学に研究を委託する契約を締結していますが、そ

の対価(取引額)は僅少であり、同氏の独立性は確保されており、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2により一般株主保護のため確保する独立役員(以降「独立役員」という)として、平成26年6月に証券取引所へ届出を行い現在に至っております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役員の員数

員数の上限を定めていない

監査役の数

5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査部門である業務監査室の「業務監査グループ」(人員3名)と監査役<常勤>2名は、毎月1回の内部監査結果報告会でコンプライアンス、内部統制システムの整備・運用状況、その他当社グループでの業務執行状況などに関する監査結果や課題につき情報交換すると共に、年間監査計画や監査方法についても随時意見交換するなど、相互に連携し、監査役監査や内部監査を実施しております。また、監査役<常勤>と「業務監査グループ」は、会計監査人が実施する往査に適宜立会い、会計監査の内容を確認しております。さらに、監査役会と業務監査室長は、会計監査人と定期的に会合を行い、監査計画や監査結果につき聴取・確認しております。社外監査役と内部監査部門との関係については、上記のとおり「業務監査グループ」が監査役<常勤>と相互に連携をとったうえ、監査役<常勤>より社外監査役へ常に情報の伝達が行われており、社外監査役と内部監査部門とは連携がとれているものと認識しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

3名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
森田衛	他の会社の出身者														
田中等	弁護士										○				
佐伯剛	公認会計士								△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

独立

氏名	役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森田衛	○	当社は森田衛氏と平成23年6月23日付けで責任限定契約を締結いたしました。	森田衛氏は大蔵省(現 財務省)や国税庁などの中央官庁における要職の歴任後、平成21年8月まで株式会社福寿園の副社長や宇治の露製茶株式会社の代表取締役社長を務め、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。同氏は、当社の取締役会・監査役会への出席が可能な状況であり、財務・会計や会社経営等に関する豊富な知識・経験・見識を活かし、社外監査役として公正・適正に職務を遂行できるものと考えております。同氏は現在、当社の社外監査役以外の兼職はなく、独立性は確保されており、平成22年3月に当社の独立役員として証券取引所に届出を行い現在に至っております。
田中等	○	田中等氏は当社が顧問契約並びに内部通報システムの社外ライン窓口の委託契約を締結している「弁護士法人淀屋橋・山上合同」の弁護士を務めております。また、当社は同氏と平成26年6月24日付けで責任限定契約を締結いたしました。	田中等氏は、「弁護士法人淀屋橋・山上合同」に所属する弁護士であり、企業法務や民事商事案件など様々な事案の相談に対応すると共に、大阪弁護士会副会長という要職や企業の社外取締役・社外監査役を務めるなど様々な経験も有しております。同氏は、当社の第156期定時株主総会(平成26年6月24日)での承認決議に基づき監査役(社外監査役)に選任され就任しており、当社の取締役会・監査役会への出席が可能な状況であり、弁護士や社外役員としての豊富な知識・経験・見識を活かし、社外監査役として公正・適正に職務を遂行できるものと考えております。当社は「弁護士法人淀屋橋・山上合同」と顧問契約並びに内部通報システムの社外ライン窓口の委託契約を締結していますが、その対価は僅少であり、また、同氏は当社を担当する弁護士ではなく、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として平成26年6月に証券取引所に届出を行い現在に至っております。
佐伯剛	○	佐伯剛氏は、当社、当社の親会社の住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社の会計監査人である「有限責任あずさ監査法人」に平成25年6月まで所属していました。また、当社は同氏と平成27年6月23日付けで責任限定契約を締結いたしました。	佐伯剛氏は、当社の第157期定時株主総会(平成27年6月23日)で新たに監査役(社外監査役)に選任され就任いたしました。同氏は、昭和56年8月の公認会計士登録以降、一貫して企業への法定監査に携わり、地方自治体の包括外部監査人や地方独立行政法人の監事の経験も有し、また、日本公認会計士協会の要職(常務理事・近畿会会長)を歴任し、会計・財務・監査に係る専門家であり、財務・会計に関する知見を有しております。同氏は当社の取締役会・監査役会への出席が可能な状況であり、その豊富で専門的な知識・経験・見識を活かし、社外監査役として公正・適正に職務を遂行できるものと考えております。当社、当社の親会社の住友電気工業株式会社並びに同社の子会社・関連会社は、同氏が平成25年6月まで所属していた「有限責任あずさ監査法人」を会計監査人とし、監査契約に基づく監査報酬等を支払っていますが、同氏は2年前の平成25年6月に同監査法人を退職して以降、同監査法人の業務執行に携わっておらず、また、同監査法人に所属中も、同氏は当社、親会社並びに親会社の子会社・関連会社に対する監査業務を担当したことはなく、同氏の独立性は確保されており、当社の独立役員として平成27年6月に証券取引所に届出を行いました。

## 【独立役員関係】

独立役員の人数

4名

## その他独立役員に関する事項

独立役員の資格・条件を満たす社外役員の全員(社外取締役の百合野正博氏並びに社外監査役の森田衛氏、田中等氏、佐伯剛氏)である4名を独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況 **更新**

その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

取締役の報酬については、対象年度の業績、中期的な業績見通し、長期的な業績の傾向のほか、個々の取締役の貢献度などを勘案して決めており、適切なインセンティブ付けを行っています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書と事業報告において報酬の総額を開示しています。  
第157期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の間に在任していた当社の取締役13名の当社からの支払総額は468百万円であります。同様に、第157期の間に在任していた当社監査役7名の当社からの支払総額は60百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は役員の報酬等の額の決定に係る方針と当該方針の決定方法を定めております。

取締役の報酬については、株主総会で承認された報酬総額の枠内で、取締役会より授権された代表取締役社長が、当社で定める一定の基準に基づき、役位ごとの役割の大きさや責任範囲、業績結果や今後の業績見通しなどを総合的に勘案して決定しています。平成28年6月の定時株主総会後の新役員体制に係る報酬以降は、より客観性を持たせるため、事前に「社外役員・社長会議」において社長が報酬決定の方針・基準や報酬額に関し説明し、社外役員より適切な助言・意見を得たうえで決定します。  
監査役については監査役の協議により決定しております。

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 **更新**

社外役員(社外取締役・社外監査役)については、それぞれ、社内との連絡・調整にあたる者〔社外取締役については担当の常務取締役、社外監査役については監査役(常勤)。以下「連絡調整者」という〕を定め、連絡調整者を通じて必要な情報を提供し、また、社外役員から要請があれば連絡調整者が適宜対応することで、円滑な情報の提供を確保しています。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は会社法に基づき「監査役会設置会社」の体制を採り、取締役・監査役を置いたうえ取締役会、監査役会及び会計監査人を設置しております。経営・業務執行について、原則として、取締役会を毎月1回、常務会を毎月2回開催し、「取締役会規則」、「取締役会付議事項に関する規則」、「常務会規程」、「執行役員規則」、「決裁権限規程」、「職務権限規程」などの規則・規程に従い、適正に業務を執行・実施する体制を構築しております。

主な社内委員会としては、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及びリスク管理実務委員会を設置しており、いずれも定期的に、リスク管理委員会は毎年2回、その他は毎年4回開催し、コンプライアンス委員会は社長を委員長、関係部門長を委員、法務室を事務局とし、監査役<常勤>と業務監査室長も出席しております。リスク管理委員会は社長を委員長、常務会メンバーを委員、総務部を事務局とし、監査役<常勤>も出席し、リスク管理実務委員会は総務部所管役員を委員長、関係部門長を委員、総務部を事務局とし、監査役<常勤>と業務監査室長も出席し、それぞれ開催しております。いずれの委員会も、後記の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおり、コンプライアンス施策、並びにリスク管理や緊急事態対応に係る施策を順次、検討したうえ実施・推進しております。

監査については、適法かつ適正な経営を確保するために、監査役、内部監査部門と会計監査人が相互に連携した三様監査(監査役監査、内部監査及び会計監査)を受けております。

当社の監査役監査については、監査役5名〔監査役<常勤>2名と会社法第2条第16号に定める社外監査役3名〕が取締役の職務執行を監査すると共に、各監査役は、監査役会が定めた監査の方針・計画・分担等に従い、取締役会等の重要な会議への出席、取締役や執行役員その他使用人等からの職務執行状況の聴取、重要な決裁書等の閲覧、主要事業所や国内外の子会社などの往査を行い、また、監査役間の相互情報交

換も実施しつつ監査活動を進めております。また、会計監査人(有限責任 あずさ監査法人)に対しては、適宜往査立会や情報交換を行い、その監査の方法及び結果の相当性を確認しております。なお、監査役(常勤)の中堀知氏は、当社において経理部長や経理部を所管する取締役を歴任しており、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、財務・会計に関して専門的な知見を財務・会計に関して専門的な知見を有する者として、社外取締役1名〔百合野正博氏(同志社大学大学院商学研究科教授)〕及び監査役3名〔監査役(常勤) 中堀知氏(元 当社経理部所管取締役・経理部長)、社外監査役 森田衛氏(元 大蔵省(現財務省)と国税庁の要職を歴任)、社外監査役 佐伯剛氏(公認会計士、元 朝日監査法人(現 有限責任 あずさ監査法人)代表社員)〕を選任しています。

当社の内部監査は、内部監査部門である業務監査室の「業務監査グループ」(人員3名)が実施しており、関連規程に従い事前に社長決裁を受けた監査計画書に基づき、当社の部門及び国内外の子会社を対象に、法令や社内規則の遵守、目的の整合性、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性及び資産の保全の五つの視点から、コンプライアンス監査などを含む内部監査を実施しています。

また、外部監査を行う会計監査人は「有限責任 あずさ監査法人」であり、業務執行社員の中島久木・山田徹雄の2名とその他補助者(公認会計士及び会計士補を主たる構成員とし、その他システム専門家等)で担当しております。

取締役・監査役候補者の指名については、各候補者の実績、見識、経験等を踏まえ代表取締役社長が提案し、取締役会で審議・決議したうえ、株主総会に議案として提出しています。平成28年6月の定時株主総会に付議する取締役・監査役候補者につき、より客観性を持たせるため、取締役会への付議前に「社外役員・社長会議」において社長が候補者につき説明し、社外役員より適切な助言・意見を得たうえで取締役会へ付議いたします。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外役員を4名(社外取締役1名と社外監査役3名)とする体制を採っております。

社外監査役は、取締役会や監査役会で質問を行い意見を述べ、また、監査役会として定期的に代表取締役社長と懇談会を行い当社グループの対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、その他の取締役につき監査役会で毎回、1名ずつに各業務執行につき状況確認を行うなど、当社取締役による経営・業務執行につき確認し議論すると共に、その知識・経験・見識を活かして社外の観点から当社取締役の業務執行状況を監視しており、中立的・客観的立場からの公正・適正な経営監視機能を果たしているものと考えております。

社外取締役は、取締役会で適宜質問を行い意見を述べ、また、監査役会による上記の代表取締役社長との懇談会、その他の取締役に対する業務執行の状況確認や事業拠点・子会社の視察などに参加して、その中で監査役と意見交換や情報の共有化を図り、監査役と連携しつつ事業方針や業務執行につき監視・監督を行い、取締役の経営・業務執行への監督機能を適切に果たしているものと考えております。

社外役員につき、いずれも独立性の観点からも当社の社外役員として適任であると考え、4名全員を独立役員として届け出ており、その職務遂行に影響を与える特別な利害関係はありません。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では法定の発送期限日より早期に株主総会招集通知を発送しており、平成27年6月開催の定時株主総会では、法定期限日(6月9日)の4日前の6月5日に発送すると共に、それより以前の6月1日に会社ホームページに株主総会招集通知の内容を掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を外して設定しています。
電磁的方法による議決権の行使	平成19年6月開催の定時株主総会より電磁的方法による議決権行使を導入しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成27年9月に議決権電子行使プラットフォームに参加しました。平成28年6月開催の定時株主総会用以降、議決権電子行使プラットフォームを利用する予定です。
招集通知(要約)の英文での提供	平成27年6月開催の定時株主総会より、その総会招集通知上の日時・場所・議題名と議案の参考書類の部分の英文内容を、株主総会招集通知の発送日(6月5日)に会社ホームページと証券取引所のコーポレート・ガバナンス情報サービスに開示しました。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社では金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則に基づき公平かつタイムリーな情報提供に努めています。 株主との対話に際してのインサイダー情報の管理については、社内規則として「内部情報の管理および株式等の売買に関する規程」を定め、当該規程に基づき適切に管理しています。 また、当社は決算情報の漏えいを防ぎ、公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、この期間については決算に関する質問への回答やコメントを差し控えることとしており、沈黙期間中に業績変動が見込まれる状況となった場合には、適時開示規則に従い速やかに公表をいたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家に対しては、IR担当取締役の指揮のもと、関係するコーポレートスタッフ部門が対応するのに加えて、IR担当取締役自らが個人投資家向けのIR説明会を実施しています。 IR説明会で用いた資料は会社ホームページに掲載しており、随時閲覧可能な状況としています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	機関投資家や法人株主に対しては、社長またはIR担当取締役が面談に応じています。また、年1回、社長自らが出席し機関投資家やアナリスト向けIR説明会を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算公告、製品概要情報、財務情報(FACT BOOK)、上記の決算説明会の資料、株主総会の招集通知・決議通知などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社はIR担当の取締役などを定め、IR担当取締役などが経営企画部門、経理部門、総務部門、法務部門などのIR活動に関連するコーポレートスタッフ部門を取りまとめて対応しています。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、日新電機グループ企業理念で「お客様・社会・株主・パートナー・社員相互の5つの信頼の実現を行動の原点とし、会社と社員の成長を目指す」を行動理念と定めています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループが「社会の一員」であり「地球市民の一人」であるとの認識のもと、社会の発展と地球環境の健全性が保たれている中でしか事業の持続的成長はあり得ないとの考えに立ち、事業を通じて社会の発展を支え、地球環境の改善に資するとともに、より積極的な社会貢献活動と環境改善活動に取り組み、社会の発展と地球環境の健全性確保に努め、そのことを通じて事業の持続的成長を確保していくことを経営の根本としています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	上記の「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」内「2. IRに関する活動状況」中「ディスクロージャーポリシーの作成・公表」に記載のとおりです
その他	女性の活躍促進に向けた取り組みとして、育児短時間勤務や育児フレックスタイム制度など、育児支援に向けた制度を整えています。また、組織を超えたネットワークづくりにより、当社グループで働く全ての女性が、人とつながることで大きなパワーになることを実感し、輝いていけることを目的として「WING-NET活動」を実施しています。

## Ⅳ内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

平成18年5月12日開催の取締役会において「内部統制に関する基本方針」の制定につき決議をした後、取締役会決議に基づき、適宜、追加・変更しつつ、現在次のとおりであり、「同基本方針」に基づく施策の運用を順次進めております。なお、平成27年4月22日の取締役会決議に基づく「同基本方針」の直近の変更は、平成27年5月1日より施行された改正会社法等に伴って実施したもので、当社のみでなくグループ全体での業務の適正を確保する体制やグループでの当社監査役への報告体制などにつき追加・拡充している点であり、5月1日より効力を生じています。

(内部統制に関する基本方針)

会社法第362条第4項第6号、並びに会社法施行規則第100条の第1項及び第3項に規定された「取締役の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」(内部統制システムの構築に関する基本方針)の整備に関し、後記のとおりといたします。なお、今後とも内部統制システムの維持・向上に努めるものとし、その構築に関する基本方針を見直す場合には、取締役会の決議を取得いたします。

#### 記

#### 1. 企業集団(当社グループ)の取締役・使用人(従業員)の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

「日新電機グループ企業行動憲章」、「日新電機グループ企業行動指針」、「コンプライアンス規程」を定め、「同規程」に基づき設置しているコンプライアンス委員会は、当社グループでの法令や企業倫理の遵守を徹底するための施策を推進する。具体的には、同委員会の策定する方針のもと、上記の憲章・指針・規程や法令遵守マニュアル等の見直し、研修会の実施などを行う。

また、当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」(ACM)を設置し、グループ全体においてコンプライアンスを一層きめ細かく深く浸透・徹底させると共に、上記の憲章・指針などの各グループ会社への適用を徹底したうえ、法令・企業行動指針等の遵守状況、企業倫理の推進状況、及び万一の法令・企業倫理違反の疑義ある行為などに係る情報の収集に努め、その情報を遅滞なく集約し、必要な対策を速やかに講じる体制とする。

併せて、当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を外部の弁護士による窓口分も含めて運営し、寄せられた情報につき、適切に調査したうえ必要な対策を速やかに講じる体制とする。

さらに、社内の各部門やグループ会社においては、国内外の規制法令等を踏まえ、法令や企業倫理の違反が起こらないよう適正な対策を講じることとする。

加えて、コンプライアンス委員会、法務担当部門、内部監査部門及びACMは、監査役と連携のうえ、そのモニタリングを行い、問題点があれば是正する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

取締役会議事録を始め決裁書などの文書・情報に関しては、「文書管理規程」及び「企業情報管理規程」に基づき、所定の保存年限・管理方法をもって、確実・適切に保存・管理する。また、取締役及び監査役が、常時、これらの文書・情報を閲覧できる体制とする。

#### 3. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役(所管役員)を定め、その取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受け、当社の取締役会・常務会等で重要事項の付議・報告を行う体制とする。

その付議・報告の対象事項については、「連結子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に定めて運用するものとする。

また、当社取締役は、定期的にグループ会社との懇談会を開催し、業務執行の概況などの報告を受ける体制とする。

#### 4. 企業集団(当社グループ)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、グループの損失の原因となり得るリスクの管理を徹底し、損失の発生を未然に防止する体制を推進すると共に、万一損失に繋がる緊急事態が発生した際に迅速・適切に対応すべく、「リスク管理に関する規程」に基づき、次の体制を構築し運用しており、必要に応じ強化・拡充する。

(1)ビジネスリスクを含む当社グループ全体のリスクの管理及び対策を推進すべく、リスク管理委員会(リスク管理方針や対策の基本方針などを決定)を設置し、その下でビジネスリスクに係る重要事項については常務会において対策等を審議、それ以外のリスクについては「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う。また、「リスク管理実務委員会」は、リスク管理委員会の方針のもと、当社グループ全体のリスクの整備、対策の策定、「リスク・緊急事態ごとの対応マニュアル」の整備、「緊急対策本部」の立ち上げ、事業継続計画(BCP)の策定などを行うと共に、グループ社員への教育・訓練などを推進し、内部監査部門と共に、監査役と連携したうえ、グループでのリスク管理状況などをモニタリングし、問題点があれば是正する。

(2)各部門長及び各グループ会社社長は、「部門リスク管理責任者」として各部門・グループ会社内でのリスク管理及び対策を推進する。また、当社グループが抱えるリスクをグループ横断的に管理する部門としてリスク毎に「リスク別主管部門」を定め、グループ横断的なリスク管理及び対策を推進する。

#### 5. 企業集団(当社グループ)の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社並びに主要な国内子会社においては、取締役が経営方針・経営戦略に関する重要事項の策定に注力できるよう、業務執行を行う執行役員を置く「執行役員制度」を採用する。また、取締役、執行役員などの職務執行が効率的かつ適正に行われるよう、取締役の業務分担、執行役員の業務執行範囲、職務権限規程、決裁権限規程などを整備し、適切に運用する。「執行役員制度」を採用しないグループ会社でも取締役が職務権限規程・決裁権限規程などを整備して適切に運用すると共に、当社がグループ会社の規程内容等を確認する体制とする。

また、各グループ会社においては、その取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して業務執行を行い、一方、当社は審議内容等を確認できる体制とする。当社においては、重要な経営事項に関し、常務取締役以上及び常務執行役員以上で構成される常務会で事前に十分審議したうえ、毎月1回開催する取締役会に諮ると共に、グループ会社に関する重要事項についても付議・報告する。

さらに、業務全般において、情報セキュリティ面の一層の施策強化を図りながらIT化を推進し、職務執行の効率化を進める。

6. 当社監査役の職務を補助すべき使用人(従業員)に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人を専任で置き、当該使用人の任命、人事異動、人事評価及び懲戒処分には事前に監査役会の意見を求め、その意見を最大限に尊重する。また、その使用人による監査役補助業務の遂行については監査役のみが指揮命令権を有し、取締役の指揮命令は受けないものとして独立性を堅持し、監査役の当該使用人に対する指示の実効性を確保する。

7. 取締役・使用人(従業員)、子会社の取締役・監査役・使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制その他当社監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会、常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要な会議に出席して報告内容を確認し、関連資料を随時閲覧できる体制とする。  
また、監査役・監査役会は、代表取締役社長と定期的に意見交換や懇談会を行い、会社の対処すべき課題や中長期的な経営方針などを確認するほか、各取締役とも懇談会を行い、その業務執行状況を確認する。  
当社グループにおける突発の法令違反行為などの当社の業務・業績に影響を与える重要な事項については、当社の取締役・使用人が適宜遅滞なく監査役に報告することを義務づけると共に、子会社に起因する場合は、その所管役員・所管部門長や当該子会社の取締役・使用人が当社監査役に報告するものとし、当社グループに本報告体制を周知・徹底する。  
また、監査役は各部門・子会社への監査を適宜実施し各種情報収集を行うほか、子会社の監査役と定期的に会議を行い情報の共有化を図ることに努める。  
さらに、内部監査部門は業務監査結果や財務報告に係る内部統制システムの運用状況などを、また、法務担当部門はコンプライアンスを含む会社法上の内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用概況などを、それぞれ子会社に関する内容も含め当社監査役に毎月報告する。

8. 前記7の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

前記1・7の「ヘルプラインデスク」につき通報・相談者が不利な取り扱いを受けないことを「コンプライアンス規程」に規定し、適切に運用すると共に、取締役や監査役への報告を理由として不利な取り扱いを行うことを禁止する趣旨も「同規程」に規定し、報告者が不利に取り扱われないことを確保している。

9. 当社監査役の職務の執行について生じる費用の処理方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務執行に必要な費用につき半期ごとに予め予算を設けると共に、監査役から会社法に基づく費用の前払い・償還等を請求された際は、当社は職務執行に必要な範囲で速やかに支払い等を行う。また、監査役が必要に応じ外部の専門家に相談・確認する場合は、その費用を職務執行に必要な範囲で当社が負担する。

これらの整備状況については主に次のとおりであります。

(1)企業集団(当社グループ)の取締役・使用人(従業員)の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制  
コンプライアンス徹底に向け「日新電機グループ企業行動憲章」(平成9年12月制定、直近では平成23年4月改定)、「日新電機グループ企業行動指針」(平成10年6月制定、直近では平成23年4月改定)、「コンプライアンス規程」(平成9年12月施行、直近では平成27年6月改定)などに基づき、社長が就任以降毎年「年頭の辞」などで表明する「コンプライアンスの王道を踏み外してはならない」という方針に則って、主に次のとおり施策を推進しております。  
・「コンプライアンス委員会」(平成9年設置、社長が委員長)を年に4回開催しており、委員である関係部門長やアドバイザーである監査役・常勤>が出席したうえ開催し、委員会での決議に基づき次の施策等を実施しています。  
また、委員会に出席する業務監査室長がコンプライアンスに係るモニタリング結果を毎回報告しています。  
・毎年12月頃に法務室より全国の事業所・支社・支店・国内グループ会社などにおいて「当社国内グループ社員向け全国コンプライアンス研修会」を開催し、12月に当社の取締役・監査役・執行役員に対し「役員・執行役員コンプライアンス研修会」を専門の弁護士より実施しています。  
・毎年4月に法務室より国内の支社等において公共関係の営業部員向けに「コンプライアンス懇談会」を実施し、談合防止の方針を徹底したうえ入札等に関連する日常の疑問・悩みなどの相談に応じています。  
・海外子会社を含め当社グループの各職場に「エリア・コンプライアンス・マネージャー」(ACM)を設置しており、定期的(年に2回)に各職場にコンプライアンス上の問題がないかを法務室よりACMに確認しており、問題あれば適宜、解決・改善しています。  
・当社グループの内部通報システムとして「ヘルプラインデスク」を平成16年1月に設置し、寄せられた相談・通報につき対応しています。また、平成19年2月に女性専任担当ラインを追加し、平成26年10月に外部の弁護士を窓口としたラインを追加運用しています。  
・当社グループ社員等に対する啓発活動として、社報(季刊紙)にコンプライアンス関連記事を毎月掲載すると共に、原則毎月1回、イントラネットでの全社通知として「コンプライアンス・メッセージ」を掲載しています。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制

・「文書管理規程」(平成19年11月制定、直近平成21年5月改定)に基づき、社内各部門が部門内の書類管理基準の見直しを図り、取締役会議事録や決裁書を含め、同基準による所定の保存年限・管理方法に基づき、取締役・監査役が適宜当該文書を確認できるよう、適切な保存・管理を行っています。  
・「情報セキュリティ委員会」(平成16年設置)は情報セキュリティ対策を一層拡充すべく「情報セキュリティ管理規程」などの関連社内規則を平成26年7月に一部改定いたしました。同委員会は情報インフラ全般のセキュリティ対策を講じており企業機密管理に特化する機能ではないため、不正競争防止法による企業機密保護への規制強化へ対応すべく特に企業機密管理の対策推進に重点的に注力するため、新たに平成27年の4月に「機密情報管理委員会」を設置し8月・10月に委員会を開催し施策内容を決議したうえ当社の重要ノウハウの選定と秘密保持誓約書の拡充などを推進しています。今後、「企業情報管理規程」(平成18年2月施行)の見直しを含め、企業機密の漏洩防止等のための施策を順次、審議・決定し実施していきます。

(3)子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

各子会社を指導・支援する当社取締役(所管役員)を定めており、各取締役は責任をもって対象子会社側から必要な報告を受ける体制としております。

具体的には、各子会社の取締役または監査役の一部を当社の所管役員はじめ取締役、監査役、執行役員その他従業員が兼任し、その兼任者が所管役員に報告し、また、子会社社長が所管役員に定期的に報告を行うこととしております。

当社において取締役会や常務会などで子会社の重要事項につき付議・報告を行う体制としており、その付議・報告の対象事項については「連結

子会社管理規程」や「連結子会社の重要事項審議要則」に基づくこととし、グループ会社側にその趣旨を徹底し遵守させています。

#### (4)企業集団(当社グループ)の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループでは、リスク管理として、経営及び事業がその特性や市場環境などにより内包するリスクの分析・管理を行い、安定した経営基盤の確立や収益の確保に努めていくこととし、当社グループ全体がリスク管理対象であることを明確にしています。

具体的には、平成26年8月に、「リスク管理に関する規程」に基づき、リスクの現状分析や管理方針、対策等を決定する「リスク管理委員会」(社長が委員長、常務会メンバーが委員)で基本方針を審議し、その下部組織である「リスク管理実務委員会」で個別に具体的な対応を行う体制に変更し、「リスク管理実務委員会」は「リスク管理委員会」の方針を受け、グループ横断的なリスクの整理とそれへの対応策、緊急時の対応マニュアルを整備するなど、日常のリスク管理を推進する体制としています。「リスク管理実務委員会」は委員である関係部門長等やアドバイザーである監査役<常勤>が出席したうえ年に4回開催し、「リスク管理委員会」は年に2回開催し、委員会での決議に基づき次の施策等を推進しています。

- ・事業部門や国内・海外の生産子会社で作成したBCP(Business Continuity Plan・事業継続計画)対応マニュアル(想定リスクと被害想定、事業への影響度の分析、重要業務内容などを記載)につき、不足部分を確認しつつ随時見直し・補充を行う。
- ・その他リスク別の緊急時の対応マニュアルを定期的に見直し必要な改定を行う。

今後、上記両マニュアルどおり対応できる体制が整備されているかを確認していく。

#### (5)企業集団(当社グループ)の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制その他企業集団における業務の適正を確保するための体制

・当社及び主要な国内子会社につき「執行役員制度」を導入しており、業務執行のスピード・機動性の一層のアップに努めてまいります。同制度の導入の有無にかかわらず、当社グループにおいて、所管役員、事業本部長、部門長などへの権限移譲を順次拡大すると共に各権限を明確にするために、「決裁権限規程」、「職務権限規程」、「連結子会社管理規程」、「連結子会社の重要事項審議要則」などの見直し・改正を適宜行い、グループ内への周知と遵守徹底を図ります。

・特に海外子会社について重要な社内規則(決裁権限規則、職務権限規則、董事会<取締役会>等付議事項規則、親会社による重要事項審議規則など)を当社の確認のもと見直し、必要に応じ改正し、子会社内への周知と遵守徹底を図ります。また、邦人がすぐに当該社内規則の内容を確認できるよう、日本語への翻訳を進め、現地駐在邦人へ送付しました。

・当社では、重要な経営事項に関し毎月2回の常務会で事前に十分審議したうえ毎月1回の取締役会に諮っており、「連結子会社管理規程」・「連結子会社の重要事項審議要則」に基づきグループ会社に関する重要事項についても付議・報告しています。各グループ会社でも取締役が取締役会等を適宜開催し重要な経営事項につき十分審議して決定し、各グループ会社の「親会社による重要事項審議規則」に基づき必要な事項は当社の取締役会・常務会に付議・報告されていると共に、各グループ会社の取締役会(董事会等)の議事録により審議内容等を確認しています。

#### (6)監査役がその職務を補助すべき使用人(従業員)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・平成18年7月に当社「監査役室」においた従業員1名(監査役室長)を平成19年6月より専任化し、その体制を継続しています。

・当該使用人の人事評価を監査役が行うなど、今後も引き続き独立性の確保に努め、同使用人による監査役補佐業務の執行に対し、会社側の指揮命令や影響力などが及ばないよう徹底します。

#### (7)当社監査役への報告に関する体制

・監査役は取締役会に出席し、また、監査役<常勤>は常務会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、リスク管理実務委員会などの重要会議に出席して審議・報告内容を確認しており、いずれも関連資料を随時閲覧できる体制としています。

・監査役<常勤>は代表取締役社長、業務監査室、法務室等と定期的な意見交換・打合せを実施すると共に、監査役会が定期的に代表取締役社長、その他の取締役と懇談するなどし、それぞれ当社グループの対処すべき課題や中長期的な経営方針、各取締役の業務執行状況、業務監査結果、財務報告に内部統制システムの運用状況、コンプライアンスを含む会社法に基づく内部統制システムの運用状況や「ヘルプラインデスク」の運用概況などの報告を受け確認しています。

さらに、「ヘルプラインデスク」の運用状況については、法務部門を所管する取締役が年2回、取締役会で概況を報告しており、また、「社外役員ライン」については、通報内容につき社外役員が協議し決めた代表者が取締役会で報告する体制としています。

#### (8)前記(7)の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

「ヘルプラインデスク」の運用上、相談・通報者へ約束している「ヘルプラインデスクへ相談したことをもって不利な取り扱いを受けないようにする」旨を「コンプライアンス規程」に規定しており、平成27年6月に新たに「取締役や監査役に報告したことを理由に不利な取り扱いを行うことを禁止する」趣旨を同規程に規定しています。

#### (9)当社監査役の職務について生じる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が職務執行に必要な費用については半期ごとに当社の総務部秘書室が予算を計上しており、また、当社の会計・支払いシステム上、監査役から費用の前払い・償還等や外部の専門家へ相談・確認した費用を請求された場合に、職務執行に必要な範囲で支払うことが可能であります。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

暴力団・総会屋等の反社会的勢力及び団体とは断固として対決することを、また、今後ともそれらとの絶縁を継続する旨の宣言「暴力団・総会屋等に対し、暴力団排除条例・会社法違反となるような金品の供与はもとより、不正な収益をもたらすこととなる恐れのある寄付金、賛助金、協賛金、情報誌紙の購読等の要求には今後とも一切応じない」を行うことにより、これを明確にしています。

また、当社グループは、「日新電機グループ企業行動憲章」の中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底します」と謳ったうえ、「日新電機グループ企業行動指針」の中で詳細に規定しています。客先に対して誓約書を提出する一方、取引先から誓約書の提出を受けて、クリーンな取引を推進しています。

なお、今後万一、反社会的勢力からの不当・不法な要求があった場合及び絶縁に伴う不測の事態の発生、またはその恐れが生じた場合は、速やかに警察当局へ通報し、捜査等へ協力すると共に、適時・適切な指導と支援を警察当局に要請することとしています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は次のとおりです。

(1) 適時開示に係る当社の基本姿勢・方針

証券取引所の適時開示規則の遵守は企業の責務であり、当社はグループの全役員・社員が行動の規範とすべき内容を定めた「日新電機グループ企業行動憲章」に「社会とのコミュニケーション」として「広報活動などを通じて、株主はもとより広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を適時かつ適切に開示していきます」と謳い、グループ内への周知徹底を図っております。

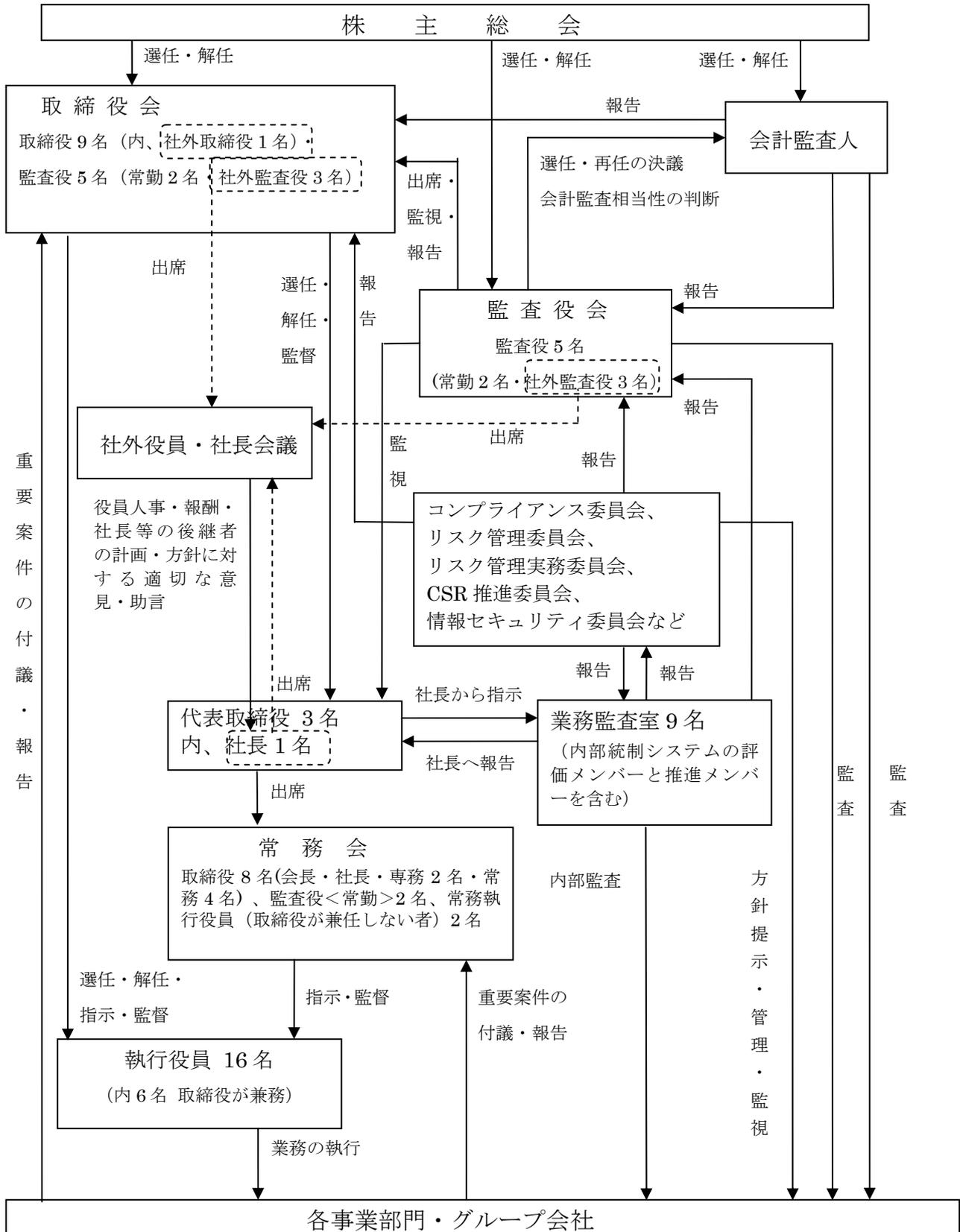
その上で、証券取引所の適時開示規則に則り、真摯な姿勢で投資者等の視点に立った当社グループに関する重要な情報の開示を迅速かつ適切に行っています。

(2) 適時開示に係る当社の社内体制の状況

当社は「内部情報の管理および株式等の売買の規制に関する規程」並びに「適時情報開示で求められる公表手続きに関する要則」を定め、それらの社内規則に基づき、次のとおり対応しております。

- a. 情報取扱責任者を経理部所管役員とし証券取引所に登録する。
- b. 適時開示を所管する部門を主管の経理部の他、経営企画部及び法務室とする。
- c. 上記aの情報取扱責任者及び上記bの適時開示所管部門は、日常的に当社グループの情報収集に努め、グループ各社は、「連結子会社管理規程」・「連結子会社の重要事項審議要則」の周知・運用を徹底し、適時開示対象となるような情報を把握した場合、各所管役員等を通じて速やかに当該情報を情報取扱責任者または適時開示所管部門に連絡する。
- d. 情報取扱責任者及び適時開示所管部門は、適時開示対象となるような情報を把握した場合、速やかに当該情報の取り扱いにつき協議する。情報取扱責任者は、その協議の結果に従い適時開示の是非、内容、時期等を経理部に指示し、経理部は法令及び関連規則に則り適時開示を実施する。

【 参考資料：模式図 】



重要案件の付議・報告

監査  
監査